



令和3年度使用予定水量申込書等の提出のお願い

令和3年度の使用予定水量申込書等につきましては、来年度もご使用いただくにあたりまして必要な書類となります。

未提出のお客さまにつきましては、ご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

すでにご提出済みのお客さまにおかれましては、お忙しい中ご協力いただき、誠にありがとうございました。

引き続きご協力をお願いします。



工業用水道事業における運営権制度の導入について - 第3回 -

水道局では、令和4年4月からの公共施設等運営権制度の活用による大阪市工業用水道特定運営事業等（以下「本事業」といいます。）の開始に向け、優先交渉権者の募集・選定の手続きに関して、10月29日に下記の資料を公表しました。

公表資料	内容
(1) 募集要項	・ 事業の内容、範囲、公募スケジュール ・ 応募者の参加要件（資格、実績等）
(2) 優先交渉権者選定基準	・ 審査体制、評価方法等
(3) モニタリング計画（案）	・ モニタリングの体制 ・ 要求水準未達時の対応（是正措置、違約金等）
(4) 基本協定書（案）	・ 優先交渉権者決定以降の義務事項（SPC ¹ の設立等）
(5) 実施契約書（案）	・ 市と運営権者の役割、リスク分担 ・ 運営権対価、供給規程に定める事項（利用料金等）
(6) 要求水準書（案）	・ 市が求める業務水準等

¹ SPCとは、本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいいます。

今後は、これら資料に基づき、競争的対話等の事業者選定に向けた手続きを進めていく予定です。

本事業の進捗状況については、工水通信にて随時お知らせいたしますが、今回は第3回目として、事業者選定までの今後の流れについてご説明いたします。

事業者選定までの今後の流れ

◆ 募集・選定

優先交渉権者の募集及び選定は、競争性の担保及び透明性、公平性の確保に配慮したうえで、民間事業者の幅広い能力、ノウハウ、実施体制等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式により行います。

◆ 審査

コンソーシアム（2以上の法人によって構成されるグループ）に対して、「資格審査」と「事業提案審査」の二段階で審査します。また、応募者が事業提案書を提出するまでの間に、水道局との間で「競争的対話」を実施します。



- ・ **資格審査** : 応募者の参加資格要件（実績要件の例：コンソーシアムの代表企業は、PFI事業の実績又はライフライン事業者としての事業実績を有すること等）の充足を確認します。
- ・ **競争的対話** : 公募内容、要求水準等の理解について齟齬を生じさせないように、市と応募者との間で個別に複数回の対話を行います。
- ・ **事業提案審査** : 事業提案書（プレゼンテーションを含む）の内容について、外部有識者の意見も踏まえ審査、評価を行います。

◆ 審査結果の公表

優先交渉権者の選定後に事業提案審査の結果等を市ホームページで公表します。

その後、基本協定の締結、SPCの設立、運営権設定に関する市議会の議決を経て優先交渉権者が運営権者となり、実施契約の締結、供給規程²認可の取得及び給水契約の承継³等の手続きを行ったうえで本事業を開始します。

- 2 運営権者と利用者との供給契約の内容（利用料金、給水施設工事の費用の算出方法や負担区分等）について定めたものをいいます。
- 3 利用者の給水契約について、本事業期間中は運営権者が承継することを、利用者から同意を得ることをいいます。



事業者の公募手続きに関するスケジュールなどの詳細情報は、随時水道局ホームページに掲載していますので、参考にご覧ください。

掲載場所：【大阪市水道局HP】>（経営情報）新たな官民連携手法導入の検討 > 工業用水道
<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3516-8-2-0-0-0-0-0-0-0.html>



工水通信についてのお問い合わせ先

大阪市水道局総務部お客さまサービス課

工業用水道担当 電話番号：06-6616-5478

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000015747.html>



工水通信について何かご要望やご意見等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。